

事 務 連 絡
平成20年7月10日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

産科医療補償制度の普及・啓発に関する協力依頼について

日頃から医療安全の推進につきましては、特段のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

分娩時の医療事故では、過失の有無の判断が困難な場合が多く、裁判で争われる傾向があり、このような紛争が多いことが産科医不足の理由の一つであると言われております。そのため、厚生労働省においては平成18年度より、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、新たな産科医療補償制度の創設に向けた検討を始め、平成19年5月には「緊急医師確保対策」にも位置付け、鋭意準備を進めてきたところであります。

本制度は、民間の保険を活用し、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった児及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的とするものです。

現在は、本制度の運営組織の役割を担う財団法人日本医療機能評価機構において、平成21年1月から実施するための具体的な事務手続きを進めているところです。

厚生労働省としても、本制度の創設に伴って分娩費用の上昇が見込まれることから、妊産婦の負担を抑えるための対応、本制度に加入していることを医療機能情報提供制度に基づく情報提供の事項として追加し、広告規制の緩和等各種の加入促進策についても検討することとしております。

基本的に多くの分娩機関に本制度に加入していただき、安心して産科医療を受けられる体制を構築していきたいと考えておりますので、貴職におかれましては、貴管下の分娩機関及び関係団体に本制度の趣旨を理解していただくため、特段のご協力をお願いします。

なお、貴管下の自治体立病院におかれてもご協力いただくよう、よろしく申し上げます。

産科医療補償制度運営組織準備委員会報告書の概要

区分	内容
補償の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分娩機関と妊産婦との間で取り交わした補償契約にもとづいて、当該分娩機関から当該児に補償金を支払う。 ○ 分娩機関は補償金を支払うことにより被る損害を担保するために、運営組織が契約者となる損害保険に加入する。
補償の対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった場合とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出生体重2,000g以上かつ在胎週数33週以上 ・ 身体障害者等級1・2級相当の重症者 ・ 先天性要因等の除外基準に該当するものを除く ○ 出生体重・在胎週数の基準を下回る場合でも、在胎週数28週以上の児については、分娩に係る医療事故に該当するかどうかという観点から個別審査を行う。
補償対象数推計	<ul style="list-style-type: none"> ○ 概ね500～800人 推計数が地域性のある、かつ、限定された範囲のデータにもとづくことなどを踏まえ、慎重に検討する必要がある。
補償金の支払方法及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時金 + 分割金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時金として数百万円程度 ・ 分割金として総額2千万円程度（20年間） <p style="text-align: right;">} 合わせて3千万円程度</p>
その他の	<ul style="list-style-type: none"> ○ 紛争の防止・早期解決のために、医学的観点から事例の分析を行い、その結果を分娩機関と児・家族にフィードバックする。 ○ 原因分析された個々の事例情報を体系的に整理・蓄積し、広く社会に公開することにより、将来の同種の医療事故の再発防止等、産科医療の質の向上を図る。 ○ 本制度は平成20年度内の創設を目指す。 ○ 国が本制度に対し、出産育児一時金の適宜引き上げ、標準約款の公示、費用の支援、加入率を高めるための施策の実施等の様々な支援を行うことが不可欠である。 ○ 遅くとも5年後を目処に、制度内容について検証し、適宜必要な見直しを行う。

産科医療補償制度の概要

